

(5) 財産的基礎の要件（法第7条第4号および第15条第3号）

建設工事を行おうとすれば、資材の購入や労働者の確保等、その着工に際してかなりの資金が必要となります。したがって、その営業に当たってはある程度の資金を有することが必要です。

項 目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業 ^{注3}
請負契約を履行するに足りる 財産的基礎 を有すること	【法第7条第4号】 次の いずれか に該当すること ① 自己資本 ^{注1} の額が500万円以上あること ② 500万円以上の資金調達能力 ^{注2} があること ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること	【法第15条第3号】 次の すべて に該当すること ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上あること ④ 自己資本の額が4,000万円以上あること

注1) 「自己資本」とは、貸借対照表の（純資産合計）の額をいいます。

注2) 「資金調達能力」については、取引金融機関発行の**500万円以上の預金残高証明書（申請書の受付時点において、残高日より4週間以内のもの（※残高日を含む）を有効とします。）**で確認します。

注3) 「特定建設業の財産的基礎」については、申請時（更新時を含む）の直前決算の貸借対照表において、下記のすべての事項に該当していることが必要です。

【法人の場合】

①欠損比率	「欠損の額」が資本金の20%を超えていないこと 貸借対照表のマイナスの繰越利益剰余金が、資本剰余金、利益準備金、その他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く）の合計額を上回る額
②流動比率	$(\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計}) \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	資本金額 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

【個人の場合】

①欠損比率	「欠損の額」が資本金の20%を超えていないこと 事業主損失が、事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金を加えた額を上回る額
②流動比率	$(\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計}) \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

③資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって、（商業登記簿謄本で確認）基準を満たした場合は、基準を満たすものとして取り扱います。

ただし、この場合においても、④の自己資本は、直前決算時点で基準を満たすことが必要です。

※特定建設業者が更新の申請時点において、「特定建設業者の財産的基礎の要件」を満たさない場合は、改めて、一般建設業の新規申請（業種追加を含む）が必要です。

財産的基礎の確認資料

(1) 一般建設業の場合

① 財務諸表※¹において純資産合計の額が 500 万円以上ある場合

⇒ 確定申告書の控え（税務署受付印押印のもの）※²の写し

② 上記①以外の場合

⇒ 金融機関が発行する 500 万円以上の預金残高証明書

（申請時において残高日から 4 週間以内のもの（※残高日を含む））

（複数の金融機関の残高証明書を合算する場合は、残高日の日付を統一すること）

(2) 特定建設業の場合

確定申告書の控え（税務署受付印押印のもの）※²の写し

○ 個人の場合…決算書のうち、貸借対照表、損益計算書

○ 法人の場合…決算書のうち、貸借対照表、損益計算書、付属明細書

※¹ 基準を満たしているかどうかの判断は、原則として、

既存の企業の場合…申請時の直前の決算期における財務諸表

新規設立（第一期確定申告申請前）の企業の場合…創業時における財務諸表（開始貸借対照表）

により、それぞれ行います。

この場合でも、申請書には所定の様式第 15～17 号の 2（法人）、第 18・19 号（個人）を添付してください。）

※² 確定申告を電子申告した場合は、「メール詳細」または「受信通知」（税務署が受付を確認した返信メール）の打ち出しを添付してください。